

## 医療的ケアにも対応した重度障害者の地域生活支援拠点の 運営事業者選定に係る質問および回答

番号	質問事項	回答
1	12 (1) アには、【設計に関する提案は、配置図、平面図、立面図等を用いて行ってください】と記載がありますが、様式3 (別紙8) の提出書類には立面図の記載はありません。立面図は任意添付との認識でよろしいでしょうか。	立面図の添付は必須とはしませんが、建物の高さについては書類に記載してください。
2	プロポーザル方式は、発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章で表現することが基本となるため、提出書類の配置図及び平面図は、提案にあたり視覚的表現の補足との認識で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	「7 施設整備および運営に関する基本的事項」に【利用者やその家族の意見を聞く機会を必ず設けること】、「15 留意事項 (1)」に【事業者が提出する提案書類は、事業者を選定するための資料とするものであり、事業の実施に際して区が提案された内容に拘束されるものではありません】と記載があります。 事業者決定後に、具体的な設計を進めていくなかで、計画内容が決まるため、室のレイアウト等、提出書類の配置図及び平面図から変わることになると思われそうですがよろしいでしょうか。	事業者の決定後、建物整備に向けた設計を行う中で、各種法令への適合や、利用者や地域住民等の意見の反映等を理由とした建物の面積・形状・外観等の変更については、区と協議の上可能です。ただし、事業内容や定員の大幅な変更など、提案内容と大きく異なる場合には、変更を認めないことがあります。
4	【書き切れない場合は、枠を広げるか、別紙で説明すること】と記載がありますが、別紙はA3サイズ (A4折り) でもよろしいでしょうか。 また、別紙の上限枚数の指定はございますか。	サイズ、枚数、書式、フォント等の指定・制限はありません。
5	公募期間中、行政手続き等について練馬区各課宛に相談してもよろしいでしょうか。	一般的な行政手続きについて確認することは問題ありません。
6	プレゼンテーションの出席者人数の指定はございますか。 また、協力会社 (設計・建築・コンサルタント会社等) の出席は可能でしょうか。	プレゼンテーションの出席者は最大4名とします。また、設計・建築会社等の方の出席は可能です。
7	プレゼンテーションの発表方法に関しては、プロジェクターやモニター等を利用し、PowerPoint等にて説明を行う形式でしょうか。その際、パソコンは参加者が各自用意するものとし、プロジェクター又はモニター (HDMI接続)、スクリーンは事務局で準備していただけたとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 HDMI接続可能なプロジェクターおよびスクリーンは、区が用意いたします。パソコンは事業者にてご用意ください。
8	プレゼンテーションの際、12/13期日の提案書類をベースとした概要版 (資料の並び替えや、レイアウト調整を含む) を使用してもよろしいでしょうか。	プレゼンテーションの際は、企画提案書の内容を説明するための資料として、並び替えやレイアウト調整をした資料を使用することは差し支えありません。ただし、企画提案書にない新たな提案を追加することはできません。
9	短期入所事業 (医療型) は定員5名以上確保できれば、併設型・空床利用型のいずれの形式でもよろしいでしょうか。	短期入所用として5床を常時確保していれば、形態の制限はありません。ただし、事業者説明会でも説明した通り、空床型は障害者通所施設等整備費補助事業の対象とならない点についてはご留意ください。
10	生活介護事業の定員を75名 (うち重症心身障害児者10名) とした場合、配置職員数は常勤換算で、26名 (65÷2.5) + 7名 (10÷1.5) 合計33名以上を確保するという考え方でよろしいのでしょうか。	都重心通所事業利用者以外の生活介護利用者で、手厚い支援が必要と認められる利用者 (強度行動障害等) についても、1.5:1の職員配置を求めます。 具体的な職員配置数については、事業者選定後、本施設の利用希望者の状況等を踏まえ、区と協議の上、決定します。
11	建物の再建築や増改築は事前に区と協議が必要ですが、修繕は事前の協議は不要でよいでしょうか。	施設利用に影響を及ぼす可能性のある大規模な修繕については、事前の協議が必要ですが、小規模な修繕については事前協議は不要です。